

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の人事評価実施規程

令和5年12月22日

組合訓令第43号

(準用)

第1条 本組合の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の人事評価実施規程については、美咲町職員の人事評価実施規程（平成31年4月1日訓令第9号）を準用する。この場合において、同規程中「町長」を「管理者」、「総務課長」を「荘長」に読替えるほか、必要な技術的読替えについては、管理者が別に定める。

但し、別表は次のとおりとする。

附 則(令和5年12月22日組合訓令第21号)

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

別表(第4条関係)

被評価者/評価者	一次評価者	二次評価者	決定者
荘長	副管理者	管理者	管理者
事務長	荘長	副管理者	管理者
一般職員	事務長	荘長	副管理者